南房総市建設工事等低入札価格審査委員会設置要領

平成１９年１０月１９日制定
平成２８年5月１７日制定
令和８年４月１日最終改正

（設置）

第１条　南房総市の発注する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）の契約において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定により実施する低入札価格調査に関し、公正、公平に落札者を選定するとともに、透明性の確保を図るため、南房総市建設工事等低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について調査及び審議を行う。

(1) 低入札価格となった工事等の適正な履行の確保等に関すること。

(2) 当該入札者が市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの場合におけるその事由の適否等に関すること。

(3) 当該入札者の経営状態等に関すること。

(4) 入札執行前のダンピング情報の取扱い等に関すること。

(5) 公正取引委員会への報告に関すること。

(6) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第４条　委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（委員長の職務代理）

第５条　委員長に事故があるときは、総務部長の職にある者がその職務を代理する。

（委員）

第６条　委員は、総務部長、保健福祉部長、市民生活部長、農林水産部長、商工観光部長、

建設環境部長及び教育次長の職にある者をもって充てる。

２　前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めた職員を委員とすることができる。

３　委員が出席できない場合は、その委員の指定した職員が委員会に出席することができる。

（会議）

第７条　委員会は、必要の都度委員長が招集する。

２　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議長は、委員長をもって充てる。

４　委員長は、会議に当該工事等の関係職員に対し、資料提出及び会議の出席を求め意見を聴取し、必要な指示をすることができる。

５　会議を開催する時間的余裕がない場合は､委員に回議してこれに代えることができる。

（庶務）

第９条　委員会庶務は、契約担当課において処理する。

（報告）

第１０条　委員長は、委員会の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（公正取引委員会への通報等）

第１１条　第２条第４号に規定する事項について、調査に値すると判断された場合は、委員会庶務は公正取引委員会に通報するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　委員又は関係者は、その職務上知り得た委員会の内容については、秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。